# 規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定) の概要

~ 魚病対策の迅速化に向けた取組について ~

## 規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)抜粋

#### Ⅱ 分野別実施事項

- 2. 水産分野
  - (5) 魚病対策の迅速化に向けた取組について

規制改革の内容	実施時期
a 養殖業における魚病の種類とその対策、当該対策を講ずる場合の獣医師の役割や都道府県ごとの魚病に詳しい獣医師の充足状況等、魚病対策に関する実態の調査を行う。 b aの調査を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。)に定める動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種ごと(成魚・稚魚を含む。)の魚病対策が可能となるような見直しを講ずる。 c 適用外使用による魚病対策の迅速化のため、aの調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。 d clc加え、魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義(一定時間内に獣医師の診療を受けられる等)を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。 e 国としての魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的確保を行うべく、水産試験場等でのインターンプログラムの活用や、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラムの受講等により、魚病に詳しい獣医師の人数が拡充を行う。 f 魚病に詳しい獣医師の質的確保を行うべく、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する等、スマート漁業にふさわしいオンライン診療の在り方について検討の上、必要な対策を講ずる。 g 魚病対策に関する情報の共有化や学術交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立する。 h 当該協議会にてb~dの措置の結果、魚病対策がどれたけ迅速化されたかの評価を実施する。 i 獣医師業における、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、gの協議会において、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促す。 j hの評価において、奥なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食のなのカリキュラムについて見しを行うことを始め、魚病対策の迅速化に向けた追加策について継続的に検討の上、公表などを行う。	a:令和元年度 b:令和元年令和元年度 方中年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年

### 規制改革推進に関する第5次答申~平成から令和へ~多様化が切り拓く未来~ (令和元年6月6日規制改革推進会議)抜粋

#### Ⅱ 各分野における規制改革の推進

- 2. 水産分野
  - (4) 魚病対策の迅速化に向けた取組について

#### <基本的考え方>

養殖業は畜産に比べ、疾病の蔓延が短時間で起きやすいことから、養殖業において魚病が発生した場合、蔓延防止のために一刻も早く投薬等の対策を講ずることが必要不可欠である。

現行の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号。以下「薬機法」という。)に基づき、魚類に対し使用できる医薬品や使用量及び 投与の方法に関する基準が定められているが、魚病対策の情報の共有化が図られておらず、当該 基準の更新に繋がっていない中、現行の基準では投与の方法が実態にそぐわない、医薬品を使用 できる魚種が限られている

等、魚病の蔓延を防止できない場合が多い。

一方、新たな疾病が発生した場合の対策として、獣医師が診療に係る対象動物の疾病の治療 又は予防のためやむを得ないと判断した場合には、同法において当該基準以外での処置(適用外 使用)を行うことができることとしているが、獣医師業としての魚病対策に関する基盤が確保されて いない現状から、魚病に詳しい獣医師が不足しており、迅速な対応ができる体制となっているとは言 い難い。

養殖業の成長産業化を推進するに当たり、養殖業の事業基盤を確立させるべく、魚病対策が十全に行われうる人的リソースとネットワークの確保に加え、養殖魚の食の安全を確保することを前提とした、魚病対策の充実化と迅速化に向けた取組が必要不可欠である。

### 規制改革推進会議 第4回水産ワーキング・グループの議論について

規制改革推進会議において、主要検討課題について掘り下げた審議を行うためワーキング・グループが設置されており、その一つとして水産ワーキング・グループ(以下「水産WG」という。)が設置されている。

令和元年5月14日に開催された第4回水産WGにおいて、「水産用医薬品の使用について」が議題となり、その際の議論を踏まえて同年6月6日に規制改革推進会議から「第5次答申」が提出され、これを踏まえて同月21日に「規制改革実施計画」が閣議決定された。

#### 第4回水産WGにおける議論

有路専門委員から、

- ・ 水産用医薬品の使用基準については、魚病への迅速な対応のため柔軟な使い方ができないか
- ・ 水産を専門とする獣医師の確保が必要ではないか

との問題提起。

#### 農林水産省からは、

- ・ 使用基準は、薬剤耐性菌の問題、食の安全性 と直結しており、
- ・ 養殖業の発展のためには、柔軟な使い方でなく ニーズを踏まえた使用基準の見直しが望ましい と説明。

#### 第4回水産WG出席者

金丸 恭文 議長代理 (フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO)

野坂 美穂 座長 (多摩大学経営情報学部専任講師)

原 英史 座長代理 (政策工房代表取締役社長)

長谷川 幸洋 委員(ジャーナリスト)

林 いづみ 委員(桜坂法律事務所弁護士)

有路 昌彦 専門委員

(近畿大学世界経済研究所水産・食料分野教授)

泉 澤宏 専門委員(泉澤水産代表取締役)

渡邉 美衡 専門委員

(カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長)

## 今後意見交換をお願いしたい事項(1/2)

#### 〇令和元年度措置

	実施事項の概要	備考
а	養殖業における魚病の種類とその対策、当該対策を講ずる場合の獣医師の役割や都道府県ごとの魚病に詳しい獣医師の充足状況等、魚病対策に関する実態の調査を行う。	実施済み
g	魚病対策に関する情報の共有化や学術交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水 産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立する。	実施済み
С	適用外使用による魚病対策の迅速化のため、aの調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。	第一回協議会 第一回WG 本日の議題(協議)
i	獣医師業における、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、gの協議会において、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促す。	本日の議題(協議)

#### 〇令和元年度検討・結論、令和2年度措置

実施事項の概要		実施事項の概要	備考	
	b	aの調査を踏まえ、薬機法に定める動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種ごと(成魚・稚魚を含む。)の魚病対策が可能となるような見直しを講ずる。	本日の議題(報告)	

# 今後意見交換をお願いしたい事項(2/2)

#### 〇令和2年度措置

実施事項の概要		備考
d	cに加え、魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義(一定時間内に獣医師の診療を受けられる等)を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。	
е	国としての魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的確保を行うべく、水産試験場等でのインターンプログラムの活用や、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラムの受講等により、魚病に詳しい獣医師の人数の拡充を行う。	
f	魚病に詳しい獣医師の質的確保を行うべく、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する等、スマート漁業にふさわしいオンライン診療の在り方について検討の上、必要な対策を講ずる。	

#### 〇令和2年度以降順次措置

	実施事項の概要	備考
h	当該協議会にてb~dの措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施する。	

#### 〇令和3年度以降継続的に措置

	実施事項の概要	備考
j	hの評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策にかかる法制度を踏まえ、獣医師資格取得のためのカリキュラムについて見直しを行うことを始め、魚病対策の迅速化に向けた追加策について継続的に検討の上、公表などを行う。	

5